

ガバナンス

腐敗防止

考え方・方針

当社グループでは、取締役の監督のもと、内部監査および内部通報制度をはじめとする内部監視システムを整え、腐敗行為の抑止、発見に取り組んでいます。また、「贈賄防止規程」や「本人確認等規程」を策定するなど、贈賄、資金洗浄、横領などの法令に抵触する腐敗行為を厳に禁止・防止する体制を構築しています。それに加えて、法令に抵触するものではなくても、腐敗を助長し、倫理的に許されないと考えられる行為については、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」をはじめとした各種方針、規程に則って、これを禁止しています。これによって、事業運営の透明性や公平さを確保した取引を行うように定めています。

[大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範](#)

・贈収賄の防止に関する基本方針

当社グループは、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」に、贈収賄を禁止する方針を定めています。また、「強要と贈収賄を含むあらゆる腐敗の防止に取り組むべきである」との国連グローバル・コンパクトに署名し、腐敗防止活動としての「腐敗防止分科会」に参画して公務員への賄賂、過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の防止に取り組んでいます。

また、トランスパレンシー・インターナショナルの「贈収賄防止のためのビジネス原則」、経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」および日本弁護士連合会の「海外贈賄防止ガイダンス」に基づき、「贈賄防止基本方針」を取締役会で決議し、公正競争の確保に支障をきたし社会の腐敗を助長する行為である贈賄行為を禁止する旨を表明しています。

また、取引先に対しては、「サプライチェーン サステナビリティ ガイドライン」にて腐敗防止を示し、遵守するよう促すことで、サプライチェーン全体で取り組んでいます。

・「贈賄防止規程」「贈賄防止細則」の策定

「贈賄防止基本方針」をふまえ、当社グループ全体を通じて、役職員が公務員・みなし公務員などに対する贈賄に関与することを防止するために、必要となる体制、禁止事項および手続きなどを定めることを目的として、「贈賄防止規程」「贈賄防止細則」を制定しており、適宜、内容を見直しています。

規程・細則では、公務員・みなし公務員などに対する金銭その他の利益（接待、贈答、公務員などが負担すべき経費の負担、寄付、助成その他の便益）の供与を原則として禁止し、法務責任者による事前承認を得た場合などの例外要件を充足した場合のみを許容する他、贈賄リスクの把握・評価に関する条項を取り入れるなどしています。把握・評価の方法として、従業員は贈賄の法令・慣習などに関する情報の収集を行い、また統括責任者（経営管理本部長）は贈賄リスクに関する調査を行い、その情報を担当部門に集約して、検証・評価を行うというプロセスを採用しています。

・公正な取引に関する基本方針

当社グループは、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」に、公正な取引に関する方針を明記し、独占禁止法（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律）や下請法（下請代金支払遅延等防止法）を遵守するための意識を全役職員が共有しています。

・自己取引ガイドライン

株主の利益を保護する観点から、「コーポレートガバナンスガイドライン」11条において、「自己取引ガイドライン」などの基準を設けています。これによって、取締役および監査役などの当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止しています。

・政治的献金に関する方針

当社グループは、政治資金規正法を遵守しており、法により禁止されている「政治家個人への寄付」は実施しません。また、「政党や政治資金団体への寄付」も原則として実施していませんが、仮に実施を検討する際には法第二十二条の三の一項に定める制限（補助金などを受けている会社がする寄付の制限）に抵触することのないように十分な確認を行うこととしています。また、政治資金パーティ券を購入する場合は、法第二十二条の八第三項に定める制限の範囲内で適法に実施しています。この他、ロビー活動における支出についても、法令遵守を基本として適正に実施しています。

ガバナンス

腐敗防止

マネジメント

腐敗防止体制の構築

当社グループでは、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」のなかで贈賄の禁止を標榜し、役職員教育を通じて意識の向上を図り、腐敗行為の抑止につなげています。また、「贈賄防止規程」「贈賄防止細則」を策定・運用するとともに、談合などの公正競争を阻害する行為・贈賄に当たる行為を厳に禁止する旨の通達の発信や研修、法務責任者による事前承認を必要とする各国の基準金額の見直しを実施して、贈賄、資金洗浄などの法令に抵触する腐敗行為を厳に禁止・防止する体制を構築しています。それに加えて、法令に抵触するものでもなくとも、腐敗を助長し、倫理的に許されないと考えられる行為については、大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範をはじめとした各種方針、規程に則り、これを禁止しています。これにより、事業運営の透明性や公平さを確保した取引を行うように定めています。

また、トランスパレンシー・インターナショナルが公表している「Corruption Perceptions Index」などに照らして、高リスク国を本国とする第三者などとの契約については、統括責任者（経営管理本部長）などの承認を必要とするなど、高リスク国においてはより一層慎重な対応を行うというリスクベースアプローチを採用しています。

なお、2024年度は、当社事業に関連して、贈賄を含む汚職行為を理由とする有罪判決や行政処分を受けた旨の報告はありませんでした。

マネーロンダリングの防止

当社では、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するという犯罪収益移転防止法の目的に則り、マネーロンダリングを防止するために、顧客の本人特定事項の確認、取引記録の保存および疑わしい取引の届出などに関するルールを「本人確認等規程」として定め、従業員に周知しています。また、犯罪収益移転防止法や本人確認等規程の内容を平易に解説する「犯罪収益移転防止法にかかるQ&A」を用意し、社内研修に活用しています。加えて、内部監査部が法令や規程に基づく運用状況を適宜監査することで、適正性を確保しています。

また、犯罪収益移転防止法施行規則第32条に定める特定事業者作成書面として「犯罪収益の移転に係るリスク評価書」を作成し、マネーロンダリングリスク評価の方針・手法を明示してリスクの評価を行っています。評価の結果、マネーロンダリングが疑われる取引が確認された場合は、犯罪収益移転防止法に基づき、国土交通省に報告しています。

インサイダー取引の防止

当社は、インサイダー取引を未然に防止するための体制整備をグループ全体で行っています。インサイダー情報の管理責任者を経営管理本部長が務めており、発生したインサイダー情報は直ちに経営管理本部長へ報告されます。インサイダー取引防止のため、当社の従業員およびグループ会社幹部は、当社株式などを売買するにあたり、事前に経営管理本部長へ届出を行い、許可を得なければならず、グループ会社従業員は、事前に各社で定める情報管理責任者（代表取締役社長）に届出を行い、許可を得なければならない体制を構築しています。また、届出を行う際には、申請者自身においてインサイダー情報の保有についてセルフチェックを行うとともに

に、申請者の上司（情報管理担当者）によるチェックも行い、インサイダー取引が発生しない体制を整えています。

さらに、インサイダー取引に関する知識や当社ルールの浸透を目的として、当社グループの従業員に対しては入社時の研修を通じて、インサイダー取引の未然防止のための啓発を行っています。

反社会的勢力との関係遮断

当社グループでは、「大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範」に、反社会的勢力との関係遮断を標榜しています。また当社では、「反社会的勢力対応規程」を定め、代表取締役である経営管理本部長をトップに、実務対応を総括する部署ならびに統括責任者（本社総務部長）を設置し、組織的な対応体制を構築するとともに、平素より警察や都道府県暴力追放運動推進センターなどの外部機関との連携を強化し、問題発生時の連絡協力体制を構築しています。

当社グループ各社においても、反社会的勢力の排除体制の構築（規程の整備、統括責任者の設置、外部機関との連携など）に努めるとともに、グループ会社同一の反社会的勢力に関するデータベースを整備するなど、当社グループが一体となった取り組みを推進しています。